

公害対策・環境保全特別基金の設置、管理及び支出に関する規則

(令和三年三月十八日規則第九十六号)

(設置の目的)

第一条 日本弁護士連合会(以下「本会」という。)の公害対策及び環境保全に関する研究、調査及び情報の収集その他本会の公害対策及び環境保全に関連する諸活動に充てるため、公害対策・環境保全特別基金(以下「基金」という。)を設置する。

(会計)

第二条 基金の会計は、特別会計とし、その年度は本会計に準じる。

(収入)

第三条 本会は、次に掲げる収入を基金として積み立てる。

- 一 本会会員からの寄附金
- 二 本会会員以外からの寄附金
- 三 本基金から生ずる利息等の益金

2 前項第二号の寄附金を受け入れるときは、公害対策・環境保全委員会の承認を得なければならない。

(管理者)

第四条 基金は、会長が管理する。

(管理方法)

第五条 基金は、金融機関への預託その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(支出)

第六条 基金は、本会の公害対策及び環境保全に関する研究、調査及び情報の収集その他本会の公害対策及び環境保全に関連する諸活動のために、緊急の必要があるとき、又は特別の必要があるときに支出する。

(支出の手続)

第七条 基金の支出の可否は、会長が決定する。

2 前項の場合において、会長は、あらかじめ、公害対策・環境保全委員会の意見を聴かなければならないものとし、その意見を尊重する。

3 会長は、基金の支出行為を行うに際しては、経理委員会の所定の手続を経なければならない。

附 則

1 この規則は、令和三年三月十八日から施行する。

2 公害対策特別基金設置要綱(昭和五十一年六月十九日理事会承認)は、廃止

する。

3 この規則施行の際前項の規定による廃止前の公害対策特別基金設置要綱の規定に基づいて現に置かれている公害対策特別基金特別会計は、この規則第二条の公害対策・環境保全特別基金特別会計となり、同一性をもって存続するものとする。